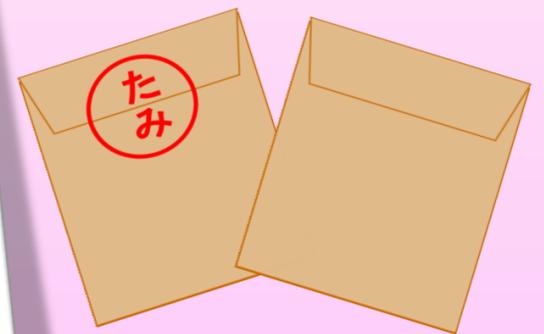


# センターだより 第4号

発行：かほく市消費生活センター  
発行日：令和2年12月



キャッシュカードをすり替えられたり、渡してしまったり、現金が引き出されるといった被害が発生しています。

## こんな電話にご注意!!

### 〈事例1〉

金融機関の職員を名乗る者から

「キャッシュカードが古いので振り込みできません。新しいキャッシュカードと交換します。本人確認のために口座情報と暗証番号を教えてください。」

### 〈事例2〉

警察官を名乗る者から

「あなたのキャッシュカードが不正利用されたので、キャッシュカードの再発行が必要です。金融機関の職員が今から取りに伺います。」

「自分は  
大丈夫…」って  
思っちゃダメよね



# かほく市消費生活サークルひだまり 啓発活動紹介

今年は、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で、振り込め詐欺防止をテーマに、合言葉を決めておくことの大切さを伝える寸劇や、キャッシュカードをすり替えられてしまう手口を紹介する寸劇などの出前講座、フロアマットを使った子ども向け金融教育などの啓発活動を行いました。

## 《出前講座》

### メニュー

- 家族の間で「合言葉」を決めておくことの大切さを伝える寸劇「きょうの天気はぽっか・ぽか」
- キャッシュカードをすり替えられる手口を紹介する寸劇「あなたのキャッシュカードが狙われていますよ」
- うさぎとかめの替え歌「振り込め詐欺撃退歌」
- O×クイズ「消費者の知恵ぶくろ」
- 自分の消費者力を確認する「消費者力チェック！」
- 消費者カルタ「じょうずな生活 ぐらしのコツ」



8/6  
宇ノ気生活学校  
寸劇  
「きょうの天気は  
ぽっか・ぽか」



11/18 外日角百歳体操クラブ

11/25  
白尾老人クラブ



「消費者の知恵ぶくろ」

寸劇  
「あなたのキャッシュカードが狙われていますよ」



老人会、百歳体操クラブ、女性団体などの集まりで出前講座をご希望の方は消費生活センターへご連絡ください。



消費生活サークルひだまり



私たちは、市民の皆様の身近な存在として、自らも消費者トラブルにあわないよう学習しながら啓発活動をしています。現在、メンバーは10人で、様々な活動を無理せず楽しみながら取り組んでいます。

講座のご依頼や、私たちの活動に興味のある方は、ご連絡をお待ちしています。

《お問い合わせ先》

かほく市消費生活センター  
TEL283-7144

# 《金融教育》 子育て支援センター

9/17 宇ノ気子育て支援センター  
9/18 高松子育て支援センター

## 絵本の世界

### 『はらぺこあおむし』とかずのお勉強

子育て支援センターで、お子様と保護者の方に消費生活センターの紹介や最近の消費者被害について事例紹介、被害に遭わないポイントについてとおこづかいについてお話をしました。

## 第1部 絵本の読み聞かせ



第1部は絵本「はらぺこあおむし」の読み聞かせです。みんなで歌を歌ったり、フロアマットにあおむしが食べた数のくだもののマットをはめ、数のお勉強を体験しました。



## 第2部 布絵本づくり

第2部は布絵本づくりです。かほく市の特産物のパーツを切り取り、布絵本にくっつけたり、外したりできるオリジナル絵本を作りました。自分の絵本で数のお勉強ができます。



完成した布絵本

## こども園

### 『お金の学習』

こども園で、年長児を対象にお金の学習を実施します。絵本の読み聞かせ、オリジナルパネルシアター「アニマルランドの仲間たち」、かほくっ子成長カルタをとおして、お金の大切さを学びます。



お金のおはなし



絵本  
「おばあちゃんとのやくそく」



パネルシアター  
「アニマルランドの仲間たち」



「かほくっ子成長カルタ」

昨年の様子

# 令和2年度消費者カアアップセミナー

協力：石川県金融広報委員会



今年度の消費者カアアップセミナーは、金融広報アドバイザーの高橋昌子氏より、「終活とこれからの生活設計」について学び、豊かな生活を送るために今からできることを考えました。



その後、かほく市消費生活センター本田相談員より、「消費者トラブル」についてかほく市の相談状況や消費者被害に遭わないコツを聞きました。

## 令和4年4月施行

### 成年年齢が20歳から18歳に引き下げ

民法の改正により、令和4年4月から、成年年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられ、さまざまな契約が自分の意思によってできるようになります。責任を持って契約しましょう。

	令和2年度(現在)	令和4年度	いつから成人
H14.4.2～H15.4.1生	高3 18歳	20歳	令和4.4.1 一斉に
H15.4.2～H16.4.1生	高2 17歳	19歳	
H16.4.2～H17.4.1生	高1 16歳	高3 18歳	18歳 誕生日から

**注意!!**

未成年者が、親などの（法定代理人）の同意を得ずにした契約を取り消すことができる**未成年者取消権**の行使も18歳までになります。

消費者トラブルに巻き込まれないために  
～消費者としての  
知識を身につけよう～

**かほく市消費生活センター**

**076-283-7144**

守ります な・い・し・よ

相談時間 (月～金) 8:30～17:15  
(祝祭日、年末年始を除く)

